

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表四件

## 福島県監査委員

### 監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和5年3月31日

福島県監査委員	山田平四郎
福島県監査委員	高野光二
福島県監査委員	佐竹浩
福島県監査委員	高橋宏和

- 1 監査等の基準  
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和3年福島県監査委員監査公表第16号）に基づき実施した。
- 2 監査等の種類  
財務監査
- 3 監査等の対象及び実施内容
  - (1) 定期監査
    - ア 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
東京事務所	令和2年度 令和3年度	令和5年2月14日	高野光二	佐竹浩	実地監査

#### イ 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
ふたば復興事務所	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	高野光二	高橋宏和	書面監査

#### ウ 保健福祉部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
県中保健福祉事務所	令和3年度	令和5年1月27日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県北保健福祉事務所	令和3年度	令和5年2月10日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
総合療育センター	令和3年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
衛生研究所	令和3年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
障がい者総合福祉センター	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
食肉衛生検査所	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
郡山光風学園 (児童家庭課)	令和3年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

エ 商工労働部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
テクノアカデミー会津	令和3年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

オ 農林水産部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
林業研究センター	令和3年度 令和4年度	令和5年2月8日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
水産海洋研究センター	令和3年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
水産事務所	令和3年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
中央家畜保健衛生所	令和3年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
県北家畜保健衛生所	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

カ 土木部

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
福島空港事務所	令和3年度	令和5年1月26日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
富岡土木事務所	令和3年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
喜多方建設事務所	令和3年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

キ 教育委員会

対 象 機 関	対 象 年 度	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法
船引高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月24日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
小野高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月24日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
石川高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月26日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
あぶくま支援学校	令和3年度	令和5年1月27日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査

特別支援教育センター	令和4年度 令和3年度 令和4年度	令和5年1月31日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
聴覚支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年1月31日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
須賀川支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月2日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
清陵情報高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月2日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
安達高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月7日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
郡山東高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月8日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
福島西高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月9日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
川俣高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月9日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
図書館	令和3年度 令和4年度	令和5年2月10日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
美術館	令和3年度	令和5年2月10日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
川口高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
会津学鳳中学校・ 会津学鳳高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
勿来高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
いわき翠の杜高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
いわき支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
平支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
須賀川創英館高等学校	令和2年度 令和3年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
平商業高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
いわき湯本高等学校	令和2年度 令和3年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
郡山高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
須賀川桐陽高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
大笹生支援学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
教育センター	令和3年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
福島高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
福島東高等学校	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

## ク 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
喜多方警察署	令和3年度 令和4年度 令和3年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

南会津警察署	令和4年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
棚倉警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
いわき南警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
田村警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
二本松警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年2月7日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
石川警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
伊達警察署	令和3年度 令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

(2) 技術監査

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
修明高等学校 修明高校農場管理 室等改築工事	令和4年度	令和5年2月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
葵高等学校 葵高校第2グラウ ンド管理棟改築等 工事	令和4年度	令和5年2月16日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
西会津高等学校 西会津高校柔剣道 場屋根葺き替え等 工事	令和4年度	令和5年2月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
田島高等学校 田島高校環境科学 室新築等設計委託	令和4年度	令和5年2月24日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 企画調整部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 保健福祉部

(7) 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項

県中保健福祉事務所	・ 県有自動車の売払代金収入について、歳入科目を誤って調定している。また、誤った売払調書を使用し、売払代金の納入日の前日に引渡しを行っている。
総合療育センター	・ 調査受託料の調定について、調査票受領後直ちに調定すべきところ、2年以上遅延して調定しているものがある。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

エ 商工労働部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 農林水産部

(7) 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
中央家畜保健衛生所	・ 給与の支給定日に現金支給すべき職員の給与について、同日に支払われていない。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

カ 土木部

(7) 監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
喜多方建設事務所	・ 委託料の支出時期に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和3年4月1日に契約を締結した道路維持補修業務委託(道維・維補)において、同年5月分から9月分の請求書を委託先業者から受理していたにもかかわらず、委託料8,513,450円の支払を怠り、5か月以上遅延して令和4年3月31日に支出している。 (是正又は改善の意見) 委託料の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
喜多方建設事務所	・ 報償費及び旅費について、4か月以上遅延して支払っているものがある。また、報償費で支払うべきところ、報酬で支払っているものがある。 ・ 業務委託及び工事において、増額分の契約保証金を納付させないまま変更契約を締結しているものがある。

(イ) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

キ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の2件の指摘事項、5件の指導事項については是正・改善を求めた。

a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
いわき湯本高等学校	<p>・特殊勤務手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 湯本高等学校において、令和3年12月20日から同月22日までの修学旅行の生徒引率業務に対する教員特殊業務手当について、9名分137,700円が支給されていない。 (是正又は改善の意見) 特殊勤務手当の支出に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
福島東高等学校	<p>・内部統制が機能しておらず、高等学校等就学支援金の受給資格認定関係事務及び高等学校授業料収入事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和4年度入学者に係る令和4年4月以降分及び令和3年度以前入学者に係る令和4年7月以降分の就学支援金支給決定(予定)通知書については、教育庁財務課からの各生保護者に係る収入状況審査結果通知を受け、速やかに各生徒に交付すべきところ、職員調査日現在、交付していない。 また、令和3年度以前入学者の令和4年4月から同年6月分を除き、高等学校等就学支援金受給資格のない生徒に係る高等学校授業料の収入調定を、職員調査日現在、行っていない。 令和4年度入学者の令和4年4月以降分及び令和3年度以前入学者の令和4年7月以降分の授業料については、収入調定を行わないまま各生徒(保護者)の金融機関口座から引き落とししていたが、高等学校等就学支援金受給資格のない生徒から引き落とししていないものが30名、811,800円、高等学校等就学支援金受給資格のある生徒等から引き落としたものが16名、168,300円となっており、それぞれ追加徴収、返還が必要となっている。 (是正又は改善の意見) 高等学校等就学支援金の受給資格認定関係事務及び高等学校授業料収入事務については、組織的な執行体制及びチェック体制を確立し、関係規程に基づき適正かつ速やかに行うこと。</p>

b 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
清陵情報高等学校	<p>・報償費及び旅費について、8か月以上遅延して支払っているものがある。</p>
安達高等学校	<p>・土地使用料の収入調定について、3か月以上遅延して4月1日に遡及して行っている。</p>
福島西高等学校	<p>・行政財産使用許可に伴う管理経費について、約2か月から5か月遅延して収入調定しているものがある。</p>
いわき湯本高等学校	<p>・個人情報が含まれる書類が綴られたファイルを、校内で紛失し、報告及び必要な措置が速やかに行われていない。 ・報酬を同姓同名の別人の預金口座に振り込んだことから、</p>

本人への支払いが遅延しているものがある。

- (4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- ク 公安委員会
- (7) 監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。
- a 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項																		
伊達警察署	<p>・ 駐在所の私用電気料の調定額が誤っているものがある。 (事実)</p> <p>掛田駐在所の私用電気料について、設置されている子メーターによる使用量の算定を誤り、平成29年3月分から令和4年7月分までの私用電気料を誤調定していた。</p> <p>○平成29年3月分から令和4年2月分までの60月分</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>正調定額</td><td>374,663円</td></tr> <tr><td>誤調定額</td><td>512,807円</td></tr> <tr><td>過調定額</td><td>138,144円</td></tr> </table> <p>○令和4年3月分から令和4年7月分までの5月分 (過調定分) (不足調定分)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>正調定額</td><td>11,545円</td><td>正調定額</td><td>11,325円</td></tr> <tr><td>誤調定額</td><td>36,048円</td><td>誤調定額</td><td>9,185円</td></tr> <tr><td>過調定額</td><td>24,503円</td><td>不足額</td><td>2,140円</td></tr> </table> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>私用電気料の調定に当たっては、居宅部分の電気使用量を正しく算定し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正調定額	374,663円	誤調定額	512,807円	過調定額	138,144円	正調定額	11,545円	正調定額	11,325円	誤調定額	36,048円	誤調定額	9,185円	過調定額	24,503円	不足額	2,140円
正調定額	374,663円																		
誤調定額	512,807円																		
過調定額	138,144円																		
正調定額	11,545円	正調定額	11,325円																
誤調定額	36,048円	誤調定額	9,185円																
過調定額	24,503円	不足額	2,140円																

- (4) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (2) 技術監査  
監査した限りにおいて、監査の対象となった工事は、工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当で、工事の施工が正確かつ適法に執行されており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

#### 監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和3年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和5年3月31日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎  
 福島県監査委員 高 野 光 二  
 福島県監査委員 佐 竹 浩  
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

(病院局)

- 1 監査等の基準  
本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和3年福島県監査委員監査公表第16号）に基づき実施した。
- 2 監査等の種類  
財務監査
- 3 監査等の着眼点
  - (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
  - (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
  - (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
  - (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。（効率性）
  - (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、

- 成果を上げているか。(有効性)
- 4 監査等の対象、実施内容及び結果  
 対象公所 県立南会津病院  
 実施年月日 令和5年2月16日  
 実施方法 書面監査  
 担当監査委員 高野光二  
 高橋宏和

事業経営の状況

令和3年度の患者数は、入院が延べ14,431人、外来が延べ58,365人であり、前年度と比較して、入院は2,215人(18.1%)、外来は9,381人(19.2%)とともに増加した。その事業管理の状況はおおむね適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指導事項)

器械備品について、所在の確認ができず、固定資産台帳に耐用年数の記載がないため減価償却を行っていなかったものがあり、令和4年3月31日に固定資産の除却を行い、固定資産除却費(取得価格の1,808,100円)を一括して費用計上している。  
 (監査総務課)

監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定により県公営企業に係る随時監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和5年3月31日

福島県監査委員 山田平四郎  
 福島県監査委員 高野光二  
 福島県監査委員 佐竹浩  
 福島県監査委員 高橋宏和

(病院局)

- 1 監査等の基準  
 本件の監査等は、福島県監査委員監査基準(令和3年福島県監査委員監査公表第16号)に基づき実施した。
- 2 監査等の種類  
 財務監査
- 3 対象事項  
 令和4年度における現金(預かり金を含む。)の管理状況について
- 4 監査等の対象、実施内容及び結果  
 対象公所 県立ふくしま医療センターこころの杜  
 実施年月日 令和5年1月12日  
 実施方法 書面監査  
 担当監査委員 山田平四郎  
 高橋宏和

監査の結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

(指導事項)

事務部で預かることができるのは入院患者の預金通帳のみであるにもかかわらず、現金を簿外で預かっていた。  
 令和4年10月18日に預かり金が紛失したことを受け、520,000円を同月31日に「その他特別損失」として病院事業会計から支出(各患者に返金)した。  
 紛失した預かり金が同年12月12日に事務部内で発見されたことを受け、同月13日に520,000円を「その他特別利益」として収入調定した。

(監査総務課)

監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により令和4年度に実施した財政支援団体等に係る監査の結果は、次のとおりです。

令和5年3月31日

福島県監査委員 山田平四郎  
 福島県監査委員 高野光二  
 福島県監査委員 佐竹浩